

電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関するガイドライン

平成 28 年 6 月 21 日
第二種金融商品取引業協会

項 目	備 考
第 1 章 総則	
「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」（以下「本規則」という。）では、正会員及び電子募集会員がホームページ並びにホームページ及び電子メール（以下、「ホームページ等」という。）を併用する方法など（金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 6 条の 3 各号参照）を用いて顧客にみなし有価証券（金商法第 2 条第 2 項各号に掲げる権利をいう。以下同じ。）の購入の勧誘を行い、顧客はホームページ等の方法により購入の申込みを行う取引について、必要なルールを定めている。 本規則では、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）が行うみなし有価証券に係る電子申込型電子募集業務等（金商業等府令第 70 条の 2 第 3 項に定める「電子申込型電子募集業務等」をいう。以下同じ。）及び電子申込型電子募集取扱業務等（同項に定める「電子申込型電子募集取扱業務等」をいい、株主一元化ファンドに係るものを除く。以下同じ。）並びに株主一元化クラウドファンディング業務（第 2 条（定義）第 21 号の項目参照）が、自主規制の対象となる。 なお、本規則の対象となる業務以外の業務については、本規則の適用は及ばないこととなる。 本ガイドラインは、正会員及び電子募集会員向けに、本規則及び細則の内容の条項について、その趣旨や意図するところを明確にすることで、電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等並びに株主一元化クラウドファンディング業務の円滑かつ適切な実施に資するために作成したものである。	令和 5 年金融商品取引法改正（以下「R5 金商法改正」という。）により、金融商品取引法（以下「金商法」という。）に「電子申込型電子募集業務等」が追加されたことに伴い、令和 6 年 11 月 1 日を施行とする本規則の改正（以下「本規則改正」という。）の際、タイトルを「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」から「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に変更。 「電子申込型」ではない、電子募集業務及び電子募集取扱業務には本規則は適用されない。
第 2 条（定義）第 2 号 電子申込型電子募集取扱業務とは、正会員が電子募集取扱業務（金商法第 29 条の 2 第 1 項第	

項 目	備 考
6号に規定する電子募集取扱業務をいい、ホームページ等の方法をもってみなし有価証券の募集・私募の取扱いを行うこと。)を行い、これに対して顧客にホームページ等の方法をもって、当該みなし有価証券の購入の申込をさせる業務をいう。すなわち、正会員と顧客との間で、ホームページ等を介して、購入の勧誘と申込を行うものをいう。 本規則では、電子申込型電子募集取扱業務の対象から株主一元化ファンドに係るものを除いている。	株主一元化ファンドについては、第10章（株主一元化クラウドファンディング業務）に定める規定が適用される。
第2条（定義）第3号 第二種少額電子募集取扱業務とは、電子募集会員がホームページ等の金商業等府令第6条の3各号に定める方法をもって金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利（以下「ファンド」という。）の募集・私募の取扱いを行うことをいい、顧客がホームページ等の方法あるいは郵送・FAX等の方法をもって、ファンドの購入の申込をさせる業務をいう。このため、ホームページ上での取得勧誘を行わず、電子メール等の方法のみによって取得勧誘を行う場合には、電子募集取扱業務に該当しない点に留意すること。また、電子募集会員は、第7条第2項で規定するとおり、上記以外の方法で取得の申込みの勧誘を行ってはならないこととされる。	金融庁の平成27年5月12日付け「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」（以下「パブコメ金融庁回答」という。）No.26及び30を参照。
第2条（定義）第4号 「当該業務において取り扱う有価証券に係る金商法第2条第8項第9号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものは除く。）」とは、電子申込型電子募集取扱業務を行う正会員又は当該正会員から販売の委託を受けた他の正会員や金融商品取引業者等が、説明会の場又は店頭などで、当該有価証券の取得の申込みの勧誘（募集又は私募の取扱い）を行うことをいう。	金商法第2条第8項第9号とは、有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（このうち、実際に想定される行為としては、募集又は私募の取扱いとなる。）をいう。

項 目	備 考
第2条（定義）第6号 発行者は、金商法第2条第5項に定める発行者をいい、みなし有価証券については、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第14条第3項で定めている。 具体的には、匿名組合の営業者、民法上の組合（任意組合）の業務執行組合員、投資事業有限責任組合の無限責任組合員などが発行者に該当する。	
第2条（定義）第9号 ホームページとは、本規則上、正会員及び電子募集会員が運営するウェブサイト上の画面をいう。	「パブコメ金融庁回答」No. 25 を参照。
第2条（定義）第10号 電子メール等とは、本規則上、電子メール及びLINE 又はフェイスブックやツイッターを用いたメッセージの送信やタイムラインへの投稿などの電気通信回線を通じたメッセージの授受による方法をいう。ただし、音声の送受信を伴う方法（Skype などの電話方法）は対象から除外される。なお、二種業者のフェイスブックのページを閲覧させる方法はホームページを通じて行う方法に該当する。	「パブコメ金融庁回答」No. 25 を参照。
第2条（定義）第12号 電子募集業務とは、正会員が金商法第29条の2第1項第6号に規定する電子募集業務を行うことをいい、具体的には、ホームページ等の方法をもってみなし有価証券の自己募集・私募を行うことを指す。 電子募集業務については、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第15条の4の3第2項により対象となる有価証券が貸付事業等権利に限定される。	

項 目	備 考
第2条（定義）第13号 電子申込型電子募集業務とは、正会員が電子募集業務を行い、これに対して顧客にホームページ等の方法をもって、当該みなし有価証券の購入の申込をさせる業務をいう。すなわち、自己募集・私募を行う正会員と顧客との間で、ホームページ等を介して、購入の勧誘と申込を行うものをいう。	
第2条（定義）第16号 貸付事業等権利とは、金商法第2条第2項第3号から第6号までに掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業が主として金銭の貸付け等を行う事業であるものをいい、対象となる事業については、金商法施行令第15条の4の4により、金銭の貸付け、貸付債権の取得及びこれらに類するものとして内閣府令で定める事業が対象となる。 金商業等府令第6条の5では、「出資対象事業が主として金銭の貸付け又は貸付債権の取得を行う事業であるもの（施行令第15条の4の4第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」が定められており、出資対象事業につき金銭の貸付けと貸付債権の取得が合算して出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の50%を超える場合が貸付事業等権利の対象として指定されている。	
第2条（定義）第18号 株主一元化ファンドとは、株主一元化のために、一の株式会社が新規発行する非上場株式等に対する投資を行う金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利であって、株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するものをいう。	「株主一元化のために」、「株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するもの」の要件について、株主一元化ファンドに関するQ&A・Q1参照。
第2条（定義）第21号	

項 目	備 考
株主一元化クラウドファンディング業務とは、金商業等府令第6条の3各号に掲げる方法による募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いであって、同府令第70条の2第3項各号に掲げる方法により当該行為の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものにより株主一元化ファンドの募集行為が行われるものをいう。	
第2章 一般規定	
第3条（適切な情報提供） 第1項では、顧客が適正かつ円滑に取引を行うために必要と認められる情報を分かりやすく提供することを求めている。 第2項は、過去、ソーシャルレンディング（主として金銭の貸付けを出資対象事業とする金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利（以下「貸付型ファンド」という。）をインターネットを利用して販売勧誘を行う事業をいう。以下同じ。）において、複数の問題事例が生じたことを踏まえて、細則で定める事項の情報提供を求めている。 細則では、本協会「貸付型ファンドに関するQ&A」（以下「貸付型ファンドQ&A」という。）において示す販売勧誘時に提供すべき貸付先等に係る情報と概ね同じ内容を定めており、細則第3条第1項及び別表2では、貸付型ファンドQ&A・Q18に対応した情報を、同第2項及び別表3では、貸付型ファンドQ&A・Q21、Q26～Q29に対応した情報をそれぞれ規定している。 第1項及び第2項では、事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則（以下「事業型ファンド規則」という。）第6条（適切な勧誘）を参考に、細則で定める者（第2条・別表1）を対象から除外している。	
第4条（申込期間中の閲覧） 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等	申込期間が終了した後においても、正会員及び

項 目	備 考
に関する申込期間中は、ホームページのメンテナンスなどの点検・整備の時間帯などやむをえない場合を除き、いつでも投資者が募集内容を閲覧できるようにしておかなければならない。	電子募集会員は、一定期間は、投資者が募集時の情報を閲覧できるようにすることが望ましい。
第5条（ホームページにおける情報提供） 金商法第43条の5（電子募集業務及び電子募集取扱業務の特例）及び金商業等府令第146条の2では、顧客の投資判断に重要な影響を与える事項については、正会員及び電子募集会員のホームページの画面において、見やすい箇所に明瞭に表示されるようにしなければならないとされている。この重要事項は、金商業等府令第146条の2第3項に規定されているところである。この第3項と同様に取り扱うものとして、本条第2項において第1号から第14号までを列記しており、これらに該当するものがあれば、記載する必要がある。 このうち、主な項目についての留意点は以下のとおりである。	ホームページからハイパーリンクにより閲覧できる契約締結前交付書面（金商法第37条の3第1項に定める情報を記載した書面をいう。以下同じ。）において情報を表示する方法につき、「電子募集取扱業務に関するQ&A」問6を参照。
第4号の規定は、発行者から顧客に支払われる分配金の原資について、それがイ）利益によるものか、ロ）利益と元本の払戻しが合算されたものか、ハ）元本の払戻しに相当するものか、のいずれかを記載することとする。	
第5号の規定は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、取引の参考となる気配及び相場が存在しない場合又はその換金性が著しく乏しい場合には、その旨を記載するという趣旨の規定である。 みなし有価証券に係る取引は、通常、金融商品取引所における取引と異なり、参考となる気配や相場が存在しないことが多いと考えられる。また、「その換金性が著しく乏しい場合」とは、取引の対象となる有価証券について、流動性が著しく乏しい場合を指す。 第5号及び第6号の規定は、ひとまとめで記載することができる。例えば、「このみなし有価証券は、取引の参考となる気配や相場はなく、匿名組合契約上、譲渡が認められていないため、	

項 目	備 考
換金性はありません。また、相対でこの契約書を譲渡したとしても、その権利の移転は事業者に認められません。」といった表示が考えられる。	
第7号の規定は、みなし有価証券の価値の損失が、どのような理由（発行者が倒産することなど）により、どの程度まであり得るか、具体的に記載すること。例えば、「発行者に法的な倒産手続や任意整理の手続が開始することによって、みなし有価証券が無価値となり、みなし有価証券の価値が大きく消失するリスクがあります。」、といった表示が考えられる。	
第8号の規定は、電子募集会員は、投資者からのファンドの事業者やファンドの内容についての照会に対しては、金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法では回答できない旨を規定している。	顧客からの問合せの典型例を、Q & Aにまとめ、ホームページ上に表示することが望ましい。また、Q & Aには、取引全体の流れについて、記載されることが望ましい。
第9号の規定は、照会する場合の連絡方法として、例えば、「電子メールとする。」などの記載を行うこととなる。	
第11号の規定は、第24条による発行者からの情報の顧客への提供方法として、例えば、「当社が運営するホームページの顧客専用画面において提供を行う。」、「当社から電子メールにより運用報告書を送付する。」などの記載を行うこととなる。	顧客への提供方法について、「パブコメ金融庁回答」No. 72 を参照。
第12号の規定は、発行者と正会員及び電子募集会員との間で、利害関係（資本関係、役員派遣関係、取引関係）が生じている場合には、その旨を記載することとする。「利害関係」の該当性については、例えば、正会員が発行者の議決権の50%超を保有し又は発行者が正会員の議決	

項 目	備 考
権の 50%超を保有している場合、役員（当該会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与える者に限る。）が兼務又は派遣している場合などが考えられる。 なお、利害関係があるか否かの判定については、本規則第 18 条及び第 19 条に掲げる審査及び審査項目の観点並びに本規則第 13 条の規定の趣旨に照らし、適切に行うものとする。 販売勧誘を行う前に利害関係が生じていない場合であっても、その後の状況の変化などにより利害関係が生じることとなった場合には、その時点で、記載を行う必要がある（募集期間終了後は、第 24 条による発行者からの情報提供において、提供を行うものとする。）。	
第 13 号の規定は、例えば、以下のような項目が該当すると考えられる。本規則第 19 条の審査項目によるデューデリジェンスの結果、取り扱うみなし有価証券に投資するに当たってのリスクを記載することとする。 （例示） 以下のリスクに起因して、出資金の元本が欠損するリスク、出資金が消失するリスクがあること。 ・ 出資対象事業に起因するリスク（例えば、以下のリスク） － 当該出資対象事業にかかる経済情勢や同事業にかかる関連市況の変動リスク － 株式、債券、金利、為替等の市況の変動リスク － 上記の他、出資対象事業に特有のリスク（例えば、法令の改廃、自然災害、風評被害、許認可、法的紛争等） ・ 関係者の信用リスク（例えば、以下のリスク） － 発行者の信用リスク（発行者の資金繰りが悪化し、あるいは債務超過に陥るリスク） － 主要な取引先の信用リスク	〔金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の適用〕 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、金融商品販売業者に対してリスクに関する説明（重要事項の説明）が義務づけられていることに留意する必要がある。 左記の前提として、ファンド持分は、①投資者から資金を集め、何らかの事業・投資を行い、その事業・投資を行い、その事業・投資から生じる収益等を出資者に分配する仕組みであること、②収益等の分配や費用負担等は、匿名組合契約等の契約の定めによること、③事業・投資の内容によっては、投資のリスクが大きく左右されること、について留意したリスク事項についての記載をする必要がある。（本規則に係る平成 27 年 5 月 27 日

項 目	備 考
－発行者が、出資対象事業以外に事業を行っている場合において、当該他の事業の影響を受けて発行者の業績が悪化するリスク －正会員及び電子募集会員に関する信用リスク －上記の他、出資対象事業に関する関連当事者の信用リスク ・発行者の借入れにかかるリスク（例えば、以下のリスク） －金利上昇リスク －レバレッジリスク －担保権の実行等による出資対象事業にかかる財産等が処分されるリスク 等 ・その他のリスク（例えば、以下のリスク） －正会員又は電子募集会員の審査（事実調査など）に関するリスク	付けの「パブリック・コメントの結果について」No. 3 関係)
第 14 号の規定は、電子募集会員は、募集又は私募の取扱いを行うに当たっては、個々の投資者（特定投資家を除く。）の購入額が施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号に掲げる要件を満たす必要があることに留意するために規定するものである。また、要件の判定は、募集又は私募に係る有価証券に対する払込額に、当該払込みが行われた日前 1 年以内に、同一の発行者により行われた同一種類の有価証券の募集又は私募に係る払込額（応募額を含む。）を合算して行うものとする。	詳しくは、金商業等府令第 16 条の 2 第 2 項及び「パブコメ金融庁回答」No. 42～46 を参照。
第 15 号の規定は、正会員及び電子募集会員は、第 19 条（審査項目）に従って、適切に審査を行う必要があるところ、投資者が、審査の実施及び審査項目を認識できるようにするために規定するものである。 ホームページで表示する「発行者等の審査項目」は、有価証券の種類及び当該有価証券に係	令和 5 年 12 月 12 日付け金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」・18 頁参照。

項 目	備 考
る事業等の内容に応じた第 19 条第 1 項に定める項目を想定している。	
第 5 条第 3 項 ここでは、正会員及び電子募集会員は、前項第 2 号～第 7 号、第 10 号、第 13 号に掲げる事項については、金商業等府令第 146 条の 2 第 2 項にならい、他の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示すべきことを規定している。	監督指針 V-2-4-2-3（投資者保護のための情報提供）(2)を参照。
第 6 条（契約締結前の情報提供） ここでは、正会員及び電子募集会員は、金商法第 37 条の 3 第 1 項に定める情報の提供を行うにあたり、本規則第 5 条第 2 項各号に掲げる事項の中で該当する部分についても記載することを求めている。 また、本規則第 5 条第 3 項に掲げる事項については、金商業等府令第 79 条第 2 項に規定する措置と同様の措置（枠を設定し、その中に日本工業規格 Z8305 に規定する 12 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載すること。）を講じなければならないとされている。 インターネットを通じた説明については、「顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」を行うため、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認する必要がある。【監督指針Ⅲ-2-3-2-4（顧客に対する説明態勢）(1)④を参照】	
第 3 章 禁止等行為	
第 7 条（訪問又は電話の禁止等） 第 1 項では、「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等」の特性を踏まえて、正会員がこれらの業務を行う際に、顧客を訪問し、又は顧客に電話をかけて、対象とな	正会員は、説明会の開催や店頭での説明を行う場合には、その旨を H P 上に表示し又は電子メー

項 目	備 考
るみなし有価証券の購入の申込みの勧誘を禁止している。ただし、正会員が主催する説明会や店頭で勧誘する行為、また、当該正会員が本規則第 11 条の規定に基づき他の正会員や他の金商業者等に対して、当該みなし有価証券の募集又は私募の取扱いを委託することは、認められている。 また、法人の特定投資家への訪問・電話勧誘は本項の対象から除外されるが、電磁的方法によって勧誘を行う投資家との間で情報格差が生じないように行うことが適当と考えられる。具体的には、訪問・電話勧誘を行うにあたって、ホームページ等で対象投資家に提供している情報の範囲から逸脱した内容の説明等を行うことは適切ではないと考えられる。 第 2 項では、電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務以外の方法で、募集又は私募の取扱いを行ってならないとされている。このため、正会員のように、説明会の主催や他の正会員等の委託先による募集又は私募の取扱いは、当然、認められないこととなる。 第 3 項は、前 2 項を遵守するため、必要な業務管理態勢を整備することを規定している。訪問又は電話による勧誘の禁止等に違反しないことや、法人の特定投資家への訪問・電話勧誘にあたり電磁的方法によって勧誘を行う投資家との間で情報格差が生じないよう業務管理態勢の整備が求められる。なお、本項は、一律の整備を求める趣旨ではなく、各社の業務状況を踏まえた整備を求めるものである。	ルで送付し、メール等で参加申込みを受け付けるなどの方法によることが考えられる。 令和 6 年 7 月 2 日付け金融庁「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書」（以下「R6 市場制度 WG 報告書」という。）12 頁参照。
第 4 章 取引	
第 8 条（第二種少額電子募集取扱業務における募集金額等の上限） ここでは、電子募集会員が行う第二種少額電子募集取扱業務については、みなし有価証券の発行総額と 1 顧客当たりの個別払込額の上限額が、それぞれ金商法施行令（第 15 条の 10 の 3）及び金商業等府令（第 16 条の 2）で規定されているため、そのことを規定している。なお、正会員が電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合には、この規制は適用されないこととなる。	

項 目	備 考
第3項では、電子募集会員は、上記の上限額の規定を遵守するため、社内体制を整備しなければならないと規定している。具体的には、電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務を行う際には、発行者に対して、過去1年以内に同一の種類のみなし有価証券により資金調達を行ったかについて、本規則第18条及び第19条に基づく審査の際に、発行者に確認を求める必要がある。さらに、資金調達を行っていた事実があれば、その募集総額及び購入した個々の購入者の確認と購入額とを確認する必要がある。これらの確認手続きについて、社内規則において、規定する必要がある。	
第9条（中途での解約の禁止又は制限についての表示） ここでは、正会員及び電子募集会員は、応募代金を充てて行う事業その他運用行為（信託財産の運用を含む。以下、併せて「事業等」という。）の性質上、又はみなし有価証券の持分に係る契約により、その事業等の終了までの間、中途での解約が禁止又は制限されている場合（制限されている場合の例としては、匿名組合の営業者の同意）には、その旨及びその制限の内容をホームページ等を用いて表示しなければならない旨、規定している。 中途解約が禁止・制限されているみなし有価証券について、募集段階で顧客に中途解約の禁止や制限がある場合の制限の内容を知らしめるために規定されたものである。	申込みの撤回等（いわゆるクーリングオフ）に関しては、第23条参照。
第10条（他の正会員等への募集又は私募の取扱の委託） 第1項では、正会員が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、他の第二種業者又は登録金融機関に募集又は私募の取扱いを委託する場合には、当該他の第二種業者又は登録金融機関が本協会の正会員であるか、又は本協会の正会員でないのであれば本協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則を遵守するための体制を整備している者であることを確認しなければならない旨、規定している。	

項 目	備 考
第2項では、前項の募集又は私募の取扱いの委託を行う場合には、正会員と委託先の第二種業者又は登録金融機関との間で、募集又は私募の取扱いに関する委託の契約を締結する必要がある。 第3項では、正会員が他の第二種業者又は登録金融機関と締結する契約において、①委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関が、正会員の委託を受けて募集又は私募の取扱いを行うことを顧客に説明しなければならない旨、②委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関が実施する募集又は私募の取扱いに係る審査に関する必要な事項、③第24条に定める発行者からの情報に関する委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関に対する情報提供に関する必要な事項を定めることとしている。 ②及び③は、審査又は発行者からの情報提供に関して、委託を行う正会員と委託先の金融商品取引業者又は登録金融機関の間で認識の齟齬が生じることを避けるため、事前に決めておくべき事項を想定しており、例えば、委託先において、募集又は私募の取扱いに係る事前の審査や発行者による事業等の状況に係る情報を顧客に提供することを予定している場合の協力義務などが挙げられる。 なお、電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、他の正会員等への募集又は私募の取扱いの委託を行うことはできないこととされている。	②及び③は、R6 本規則改正による追加。
第11条（正会員及び電子募集会員の役職員等による購入条件及びその開示） 第1項では、正会員及び電子募集会員が募集又は私募の取扱いを行うこととなり、当該正会員及び電子募集会員の役職員等が、当該募集又は私募の取扱いを通じてみなし有価証券を購入することができるとしている場合、その購入条件については一般の顧客と比べて有利とならないようにしなければならない旨、規定している。 また、第2項では、あらかじめ、役職員等が購入することが想定されている場合には、その	「役職員等」の範囲については、当該社の社内規程によることとする。 購入条件が一般の顧客と比べて有利かどうかの判定は、例えば、購入価格、購入口数、申込期間、手数料等の要素に基づくものとする。 (注) 表示の場所は、みなし有価証券の個別の商品

項 目	備 考
旨及び購入条件について、ホームページ上に表示（注）を行うものとする。なお、募集又は私募の取扱いの当初には役職員等の購入が予定されていなかったものの、申込期間中に役職員等が購入することができる旨を決定した場合には、その決定後、速やかに、その旨及び購入条件をホームページ上に表示を行うものとする。	ごとの画面上か、あるいは、みなし有価証券の全体に係る画面上かのいずれかが考えられる。ただし、ファンドによって異なる取扱いとなる場合には、ホームページ等における表示箇所・表示方法によって投資者の誤解を生じさせない必要がある。
第 12 条（特定のみなし有価証券を推奨するためのホームページ等での手数料等の表示） ここでは、正会員及び電子募集会員が電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う際に、その申込期間（申込期間が延長された場合には延長後の申込期間）の終了までの間、発行者との間の申し合わせにより、当該発行者の出資対象事業に係るみなし有価証券の購入を推奨し、その購入申込の促進等を目的としてホームページ等での表示を行い、かつ、当該表示に伴う追加の手数料等を徴求することとした場合には、その旨及び手数料等の徴求の方法をホームページ等で表示するものとする。ただし、追加の手数料等の徴求がない場合には、本規定の適用はない。 この場合の申し合わせとは、申込期間の開始前若しくは申込期間中のいずれの場合においても、対象とされる。また、実際に本規定の適用が生じた場合には、その旨（本規定の適用中である旨）を、対象となるみなし有価証券の募集又は私募の取扱いの画面上で表示を行うこととする。	この規定の適用は、特定のみなし有価証券の購入申込みの促進を促すことなどを目的とし、かつ、追加の手数料等の対価を伴う場合には、顧客に対して利害関係を開示することが適切と考えられるため、規定されている。
第 5 章 募集等に関する体制整備	
第 13 条（審査の独立性の確保） ここでは、正会員及び電子募集会員が、電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等を行うにあたり、第 18 条及び第 19 条の審査を的確に遂行するための審査体制につ	

項 目	備 考
いて規定している。 第1項では、(1)専門の審査部門の設置をもとめ、(2)及び(3)では、審査担当者や審査部門の責任者が、営業推進部門（営業部門）に関与しないことを規定している。 第2項では、第1項のように専門の審査部門の設置が難しい場合を念頭において、(1)審査担当者が営業推進業務（営業部門）に関与しないこと、(2)合議制での審議を行うこと、(3)第二種業内部管理統括責任者が審査の過程の適正性を確認すること、を求めている。	
第14条（審査に係る社内規則及び社内マニュアルの整備） ここでは、第1項で、本規則第19条に規定する審査項目を社内規則として定めること、そして、第2項では、当該審査項目について審査をするための手順に関する社内マニュアルを定めることを、それぞれ規定している。 実際には、各社の審査業務（前条の審査体制を含む。）を前提としつつ、具体的かつ平易で分かりやすいものとするように作成することを心がける必要がある。	
第15条（社内規則等の充実） ここでは、前条の社内規則及び社内マニュアルについて、適宜、その内容を見直し充実させることを規定している。 例えば、本規則第28条（社内規則の整備）に規定する社内管理体制に関する社内規則において、本条及び本規則第17条の内容を明記するとともに、その適切な運用を行うことが必要と考える。	
第16条（社内記録の作成、保存） 社内記録の作成、保存については、みなし有価証券の募集案件ごとに、本条各号に定める内容が整理されて保存されることが必要である。	

項 目	備 考
保存期間は、各社の社内規定など社内での取扱いに基づき定めることとするが、少なくとも、法定帳簿に準じた取扱いとし、法定帳簿に準じた期間の保存を行うことで、将来の検査・監査に備えることが望ましい。 金商業等府令第 181 条（業務に関する帳簿書類）第 1 項第 5 号イに関する記録（金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する措置に基づく審査に係る記録）については、同条第 3 項に規定する保存期間（10 年間）を遵守する必要がある。	金商業府令第 181 条（業務に関する帳簿書類）第 3 項では、帳簿書類の種類に応じて、その保存期間について 5 年、7 年、10 年と規定されている。 金商業等府令第 181 条（業務に関する帳簿書類）第 1 項第 5 号ロ（金商業等府令第 146 条の 2 第 1 項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録）についても、同条第 3 項に規定する保存期間（5 年間）を遵守する必要がある。（本規則に係る平成 27 年 5 月 27 日付けの「パブリック・コメントの結果について」No. 15 関係）
第 17 条（社内規則等の遵守の確認） 正会員及び電子募集会員は、社内規則及び社内マニュアルの遵守の状況について、社内の内部監査部門など然るべき部門のチェックを定期的に受けることを規定している。その上で、遵守されていない状況が確認された場合には、是正を行うとともに、業務の実態に合わせて、社内規則や社内マニュアルの改正を行うなど、必要な対応を行う必要がある。	「定期的」の頻度については、各社で定めるものとする。
第 6 章（適切な審査の実施）	
第 18 条（適切な審査） ここでは、正会員及び電子募集会員は、第 19 条（審査項目）に従って、適切に審査を行うこと、そして、審査に当たっては、発行者との間で書面・面談などの方法を用いて、適切に審査を行うこと、について規定している。これらの審査結果が確実に検証され、さらに、事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されていること、及び、当該事業計画や発行者の財務状況に照	本条及び次条は、金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 2 号を受けた規定。 審査の実施に際しては、あらかじめ、正会員及

項 目	備 考
らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる必要がある。 （監督指針V-2-4-3-1（業務管理体制）（1）を参照。）	び電子募集会員と発行者との間で、守秘義務契約などを締結したうえで、行うことが適当と考える。
第19条（審査項目） ここでは、正会員及び電子募集会員が、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを行うか否かを判定する際の審査項目について、規定している。審査項目の詳細は細則第4条に規定されているので、併せて確認し、審査を行う必要がある。 また、事業等の内容や特徴によっては、本条で定める項目の他にも審査項目に加える必要がある事項があり得ることから、正会員及び電子募集会員の審査担当者は、その点に留意しつつ審査を行うことが求められる。 R6 本規則改正による主な追加・変更点は、以下のとおり。 ・事業等の実在性 投資被害の典型例として、架空事業やポンジスキームのファンド等への投資が挙げられるところ、こうしたファンド等の販売を防止する観点から、「事業等の実在性」を審査項目に追加している。 なお、信託受益権に関しては、「法令による許認可を受けて信託業を営む者が受託者となる場合」（第2号）は対象から除外しているが、これは、信託銀行や信託会社が受託者となる信託受益権の場合、信託を引き受ける段階で一定の実在性等の確認が期待されることから、本規則の審査対象から除外したものである。 ・資金調達者としての適格性 資金調達者としての適格性の審査項目のうち、「発行者の法令順守やリスク管理等に対する意識」について、発行者が特別目的会社（SPC）の場合、実際に事業等を運営する者の法令順守や	

項 目	備 考
リスク管理等に対する意識について審査が行われるよう、「発行者が特別目的会社の場合、当該発行者から事業等の運営を委託された者」の法令順守やリスク管理等に対する意識（細則第4条第1号ロ）を審査対象とするよう変更している。 なお、「発行者から事業等の運営を委託された者」は、SPCに代わり、アセットマネジメント業務を行う者などを想定している。 ・過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況 過去1年以内にみなし有価証券の発行により資金調達をしていた場合のその後の状況の審査項目として、「運用財産の分別管理の適切性」を追加している。 なお、過去1年以内のみなし有価証券の発行状況の有無については、例えば、計算書類等を確認するとともに、必要に応じヒアリングを行う等により、確認を行うことが考えられる。 ・その他必要と認める事項 貸付事業等権利について、事業者と当該事業者が貸付事業等において金銭を貸付け又は貸付債権を取得する相手方との利害関係（細則第4条第1号ル）を審査項目に追加している。R5 金商法改正では、ソーシャルレンディングの不祥事を受けて規制強化が図られたが、過去の不祥事例の中には、借り手がファンドの事業者（貸し手）のグループ会社であるなど、利害関係があるケースが認められた。そのため、貸付事業等権利の審査時に、事業者と貸付事業等に係る相手方との利益相反の観点を見落とさないよう、審査項目として明確にしたものである。 「事業者が貸付債権を取得する相手方」とは、貸付債権投資ファンド等における貸付債権の譲渡人を想定している。 貸付型ファンドについては、「貸付型ファンドに関するQ&A」・Q26 から 29 において、①借換えのための貸付けを目的とした貸付型ファンド場合（Q26）、②貸付先の借換えを想定した	

項 目	備 考
貸付型ファンドの場合（Q27）、③返済遅延等が生じた事業者による新たな貸付型ファンドの場合（Q28）、④貸付先が資金調達を図る者のための特別目的会社である場合（Q29）における発行者の事業計画や資金使途の審査について、それぞれ留意点を示している。この点、「貸付型ファンドに関するQ&A」・Q26 から 29 は事業型ファンド規則の留意点を示したものであるが、本規則に基づく発行者の事業計画や資金使途の審査について、事業型ファンド規則に基づく審査と多く共通することから、本規則の適用を受ける貸付型ファンドに係る上記①～③の場合の審査については、「貸付型ファンドに関するQ&A」のQ26 から 29 の留意点が妥当する。	
第7章 契約の締結	
第20条（発行者との間の契約の締結） ここでは、電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、発行者との間で、あらかじめ、本規則の遵守に必要な事項が定められた募集又は私募の取扱いに関する契約、を締結しなければならないと規定するものである。これは、本協会では、発行者に対して、直接、本規則の遵守を求めることができないため、正会員及び電子募集会員に対して、本規則の遵守に必要な事項を発行者との契約に規定することで、電子申込型電子募集取扱業務等の適正化を図ろうとするものである。 なお、募集又は私募の取扱いに関する契約とは別の契約において、本規則の遵守に必要な事項が定められていれば、さらに募集又は私募の取扱いに関する契約において当該事項を定める必要は低いことから、ただし書きでは、募集又は私募の取扱いに関する契約以外の契約で本規則の遵守に必要な事項が定められている場合、募集又は私募の取扱いに関する契約では定める必要がないことを定めている。	
第8章 募集又は私募の申込み	
第21条（特定有価証券等管理行為を行う場合の応募代金の管理等）	

項 目	備 考
第1項では、正会員及び電子募集会員について、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以上であって、かつ、特定有価証券等管理行為（金商業等府令第7条第9号に掲げる特定有価証券等管理行為をいう。第22条において同じ。）を行う場合にあっては、発行者が設定する目標募集額に達するまでの間、顧客の応募代金を管理することができる旨、規定している。また、その管理の方法は、定義府令第16条第1項第14号の2に規定する方法（同号のイ又はロによる方法）により、分別して管理するものとされている。 第2項では、前項の目標募集額に達していない場合であっても、みなし有価証券の持分に係る契約（具体的には匿名組合契約など）に基づき発行者の事業等が開始される場合には、正会員及び電子募集会員は、当該発行者に応募代金を払い込む旨、規定している。これは、目標募集額に達していないとしても、事業開始が行えると発行者が判断した段階で、円滑に事業が開始される必要があるためである。なお、この規定が適用されるためにはみなし有価証券の持分に係る契約に、その旨が規定されている必要があり、また、正会員及び電子募集会員は、その規定を確認する必要がある。 第3項は、特定有価証券等管理行為を行う正会員及び電子募集会員は、申込期間（申込期間を延長した場合には延長後の申込期間とする。）内に目標募集額に到達しなかった場合、又は目標募集額を超過した場合等の取扱いについて、顧客に誤解を生じさせないように顧客への返金方法を定める旨、規定している。契約締結前交付書面などにおいても、その方法を明記する必要がある（個々の顧客によっては、匿名組合契約を締結した後に、目標募集額に到達しなかったことをもって、契約を解除するということもあり得る。このため、あらかじめ、匿名組合契約にその旨を記載するとともに、金商法第37条の3第1項に定める情報を提供する場合においても同趣旨の内容を提供する必要があると考えられる。）。 返金方法を定める場合、具体的には、イ）顧客が振り込んだ金額が返金される旨、ロ）顧客	本条及び次条は、金商業等府令第70条の2第2項第3号及び第4号を受けた規定。 契約書上、募集額の考え方として、目標募集額に達していないとしても事業を開始できる目標額（最低額）を設定する、という方法も考えられる。 監督指針V-2-4-3-1（業務管理体制）(2)を参照。

項 目	備 考
の振込元の預金口座に返金される旨、ハ) 返金時に金融機関への振込手数料が控除される場合にはその旨、ニ) 目標募集額を超過した場合には申込の先着順で判定されること、などを記載する必要があると考える。 第4項は、前3項の内容を、ホームページ等を用いて表示することを規定している。この表示に際しては、個別のみなし有価証券の募集画面上に表示をするか、あるいは、みなし有価証券の募集に関する全般的な説明の画面上か、いずれの場合であっても差し支えないものとする(第22条第3項及び第23条第3項において同じ。) ただし、みなし有価証券によって異なる取扱いである場合には、ホームページ等における表示箇所・表示方法によって投資者の誤解を生じさせない必要がある。	
第22条(特定有価証券等管理行為を行わない場合の応募代金の取扱い) 第1項では、電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員について、前条(第21条)と異なり、特定有価証券等管理行為を行わない場合、正会員及び電子募集会員は、募集・私募の取扱い契約において、発行者が設定する目標募集額(最低額あるいは満額)に到達するまでの間、発行者に応募代金を送金することができない旨を規定する必要がある。 本条に該当する場合の送金の手続きについては、例えば、目標募集額に到達した段階で、発行者又は正会員及び電子募集会員は、購入の申込みをした顧客に対して、振込先口座を電子メール等で連絡して入金を依頼する、といった措置が必要と考える。併せて、同じ趣旨の内容を出資契約(例えば、匿名組合契約等)に記載するとともに、契約締結前交付書面においても、同趣旨の内容を明記する必要があると考えられる。 なお、目標募集額に達していない場合であっても、みなし有価証券に係る契約に基づき発行者の事業等が開始される場合には、事業開始が行えると発行者が判断した段階で、円滑に事業が開始される必要があるため、第1項本文は適用されない(同項ただし書き)。	

項 目	備 考
第2項では、電子申込型電子募集業務等を行う正会員は、顧客とのみなし有価証券の持分に係る契約において、発行者が設定する目標募集額（最低額あるいは満額）に到達するまでの間、発行者に送金することができない旨を規定する必要がある。目標募集額に達していない場合であっても、みなし有価証券の持分に係る契約に基づき発行者の事業等が開始される場合に関しは、第1項ただし書きと同様である。 第3項は、特定有価証券等管理行為を行わない電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員、電子申込型電子募集業務等を行う正会員についても、前条第3項及び第4項の規定を準用する旨を定めており、あわせて、条文の読み替えを規定している。 読み替え後の規定は、以下のとおりである（網掛け箇所が読み替え部分）。 ・（前条第3項の準用部分） 正会員及び電子募集会員は、発行者が定める申込期間内に目標募集額に到達しなかった場合又は目標募集額を超過した場合等の取扱いについては、<u>電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は募集・私募の取扱い契約、電子申込型電子募集業務等を行う正会員はみなし有価証券の持分に係る契約</u>で定めることとし、当該取扱いについて顧客に誤解を生じさせないよう必要な措置を取らなければならないものとする。 ・（前条第4項の準用部分） 正会員及び電子募集会員は、<u>前条第3項及び前2項の内容</u>について、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等を用いて表示を行うこととする。	
第23条（有価証券の取得の申込の撤回及び契約の解除） 第1項では、金商業等府令第70条の2（業務管理体制の整備）第2項第5号の規定を受けて、同等の内容を規則として規定するものである。	

項 目	備 考
正会員及び電子募集会員は、みなし有価証券の持分に係る契約において、顧客が取得の申込みをした日から起算して8日を下らない期間（申込日を含めて計算する（土日祝日を含む。））が経過するまでの間は申込みの撤回若しくは契約の解除ができる旨及びその方法が規定されていることを、確認しなければならないこととしている。 第2項では、正会員及び電子募集会員は、みなし有価証券の持分に係る契約において、第1項の申込みの撤回若しくは契約の解除を行う際に、顧客がすでに申込金を払い込んでいる場合の返金方法について規定があることを確認しなければならない旨、規定している。この場合の返金方法としては、例えば、顧客のあらかじめ指定する口座に返金を行うことなどを明記することとなる。	申込の撤回等を郵送で行う場合には、消印日が8日以内であればよいこととして計算する。 監督指針V-2-4-3-1（業務管理体制）(3)に留意する。契約の申込の撤回や解除の際の返金の費用（振込手数料を含む。）については、「パプコメ金融庁回答」No.164を参照すること。なお、返金額から金融機関への振込手数料を差し引く場合には、その旨をみなし有価証券の持分に係る契約に明記する必要がある。
第9章 顧客への情報提供	
第24条（みなし有価証券に係る事業等の状況に係る情報提供） 第1項では、正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行うにあたっては、発行者が顧客（特定投資家を除く。）と締結するみなし有価証券（貸付事業等権利を除く。）に係る契約（例えば、匿名組合契約）において、顧客に対し、以下の各号に示された情報提供を対象期間毎に適切に情報提供する旨が規定されていることを確認しなければならない、旨を規定している。 発行者が顧客に提供すべき情報として、第1項各号は、以下の情報を規定している。 ① 情報提供の対象期間 ② 基準日時点における事業等の動向（対象期間以前の動向を含む。） 「事業等の動向」では、顧客が取得した有価証券の運用開始後、基準日時点に至るまでの事業等の一連の状況や運用成績の推移が把握できるよう必要な情報を提供することを想	金商業等府令第70条の2第2項第6号を受けた規定。

項 目	備 考
定している。 ③ 対象期間中の事業等の経過及び応募代金の使途 「対象期間中の事業等の経過」は、対象期間中の事業等の進捗や運用成績が把握できるよう必要な情報を提供することを想定している。 ④ 対象期間における分配又は配当金及び償還金に関する次の事項 ア) 分配金及び償還金の有無 イ) 分配金及び償還金の金額 ウ) 1口当たりの分配金及び償還金の金額 ⑤ 対象期間末時点におけるファンド若しくは信託受益権に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらの財務情報を記載した書面 ファンドの中には、事業者の固有財産を充てて行われる事業（以下「固有事業」という。）の全部又は一部をファンドの出資対象事業とするなど、ファンドの出資対象事業が事業者の固有事業と一体となり、運営される場合がある。このような場合、事業者の貸借対照表等とは別にファンドのものを作成することが困難な場合があることから本号の対象から除外している。 「財務情報」は、貸借対照表及び損益計算書に記載された情報のうち主な経営・財務指標となるものをいい、顧客が投資した有価証券の運用・財務状況を十分把握できる程度の情報であることが求められる。 ⑥ 発行者及び発行者から事業等に係る全部又は主要な業務の委託を受けた者の直近の決算期における貸借対照表及び損益計算書又はこれらの財務情報 「発行者から事業等に係る全部又は主要な業務の委託を受けた者」とは、発行者に代わり事業等の運営する者（典型的には、アセットマネジャー）を想定している。 管理型信託においては、受託者は信託の運用に関与しないことから同人の信用リスクを考慮する必要が乏しいため、本号の対象から除外している。同様に、ファンドの場合、一	③及び⑨について、貸付事業等権利においては、例えば、以下のような情報が考えられる（貸付型ファンドQ&A・Q24参照）。 ① 対象期間末における貸付総額 ② 運用対象期間中の元本と利息の返済額、回収率 ③ 滞納又は延滞状況（滞納・延滞額、滞納・延滞率） ④ 貸付先（借り手）の債務超過や滞納・デフォルト、返済猶予（リスク）が判明したときに当該事実

項 目	備 考
の出資対象事業の運営のために SPC が発行者となる場合があるところ、この場合、SPC の信用リスクを考慮する必要はないことから本号の対象から除外している。 ⑦ 第 5 号に規定する貸借対照表及び損益計算書又は発行者（第 5 号の規定の適用を受けない場合に限る。）の直近の決算期における貸借対照表及び損益計算書（以下「ファンド等の貸借対照表及び損益計算書」という。）が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合は、当該監査に係る監査報告書の写し 「第 5 号の規定の適用を受けない場合」としては、（ア）対象となるみなし有価証券がファンド及び信託受益権以外である場合、（イ）ファンドにおいて事業者の貸借対照表等とは別にファンドのものを作成することが困難な場合（第 5 号かつこ書き）が該当する。 ⑧ 基準日時点の分別管理の状況（金商法第 40 条の 3 の対象となるものに限る。） ⑨ 対象期間中に事業等に重大な影響を生じる事由が発生した場合は、その旨及びその要因 「事業等に重大な影響を生じる事由」とは、例えば、有価証券の募集時に顧客に説明していた事業計画の大幅な修正、運用権限を委託している場合の当該委託先の変更、発行者や運用権限の委託先の財務状況の著しい悪化などが考えられる。 本条では、投資者属性に鑑み、特定投資家を除外しているが、金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 6 号では、「適切な情報の提供」が定められている。したがって、特定投資家が顧客の場合、本条第 1 項各号に定める情報の提供は必須ではないが、同府令第 70 条の 2 第 2 項第 6 号に基づき当該顧客に応じた情報提供が求められる。	貸付事業等権利に関しては、金商業等府令第 125 条の 2 から同様の対応が求められる。

項 目		備 考
[第 24 条第 1 項に定める情報提供項目]		
	ファンド（＊）/信託受益権	左記以外
1 号	情報提供の対象期間	
2 号	基準日時点における事業等の動向（対象期間以前の動向を含む。）	
3 号	対象期間中の事業等の経過及び応募代金の使途	
4 号	対象期間における分配又は配当金及び償還金に関する次の事項 ア) 分配金及び償還金の有無 イ) 分配金及び償還金の金額 ウ) 1 口当たりの分配金及び償還金の金額	
5 号	対象期間末時点におけるファンド若しくは信託受益権に係る貸借対照表及び損益計算書又はこれらの財務情報を記載した書面	—
6 号	発行者及び発行者から事業等に係る全部又は主要な業務の委託を受けた者の直近の決算期における貸借対照表及び損益計算書又はこれらの財務情報 ^(注)	
7 号	対象期間末時点におけるファンド若しくは信託受益権に係る貸借対照表及び損益計算書が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合は、当該監査に係る監査報告書の写し	発行者の直近の決算期における貸借対照表及び損益計算書が公認会計士又は監査法人の監査を受けた場合は、当該監査に係る監査報告書の写し
8 号	基準日時点の分別管理の状況（金商法第 40 条の 3 の対象となるものに限る。）	
9 号	対象期間中に事業等に重大な影響を生じる事由が発生した場合は、その旨及びその要因	
＊ 事業者の貸借対照表等とは別にファンドのものを作成することが困難な場合を除く。		
(注) 事業者が一のファンドの出資対象事業のみを行う場合、信託受益権が管理型信託である場合を除く。		

項 目	備 考
第2項では、電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、募集・私募の取扱いに係る契約において、発行者が当該正会員及び電子募集会員に対し、前項各号の情報について、対象期間毎に適切に情報提供する旨が規定されていることを確認しなければならない、旨を規定している。 本項は、第5項の実効性を確保するための定めであるが、顧客が特定投資家の場合、発行者からの情報提供は求められない（第1項参照）ことから、顧客が特定投資家に限定される場合は適用を除外している（本項ただし書き）。 第3項では、提供する情報の対象期間について、1年を超えることはできない旨を定めている。したがって、最低年1回は、発行者が顧客に対して、第1項各号の情報を提供することが求められる。 第4項では、一の発行者の募集又は私募に係るみなし有価証券の発行価額の総額が5億円以上となる場合には、発行者はファンド等の貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人による外部監査を受ける必要があると規定している。 「募集又は私募に係るみなし有価証券の発行価額の総額」は、募集又は私募に係る払込予定金額の総額をもって算定する。 みなし有価証券の発行価額の総額が5億円以上となる場合であっても、細則第5条の要件を満たす場合には、外部監査義務を除外している。 第5項では、以下のいずれかに該当する場合、遅滞なく、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページにおける顧客専用画面において顧客の閲覧に供する方法、電子メールによる送付その他の方法により当該情報を提供する旨、規定している。	発行価額の総額が5億円以上となるかは、原則として、個々の有価証券（商品）ごとに判断される。ただし、複数の有価証券の発行が外部監査要件を潜脱するためのものとして、実態として一の有価証券と認められる場合には、これらの総額をもって外部監査要件を判断することに留意する必要がある（（本規則に係る令和6年10月31日付けの「パブリック・コメントの結果について」No. 3関係））。 提供方法について、監督指針V-2-4-3-1（業務管理体制）(4)及び「パブコメ金融庁回答」No. 72を参照。

項 目	備 考
① 電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員 … 発行者から第1項各号の情報提供を受けた場合 ② 電子申込型電子募集業務等を行う正会員 … 当該正会員が第1項各号の情報提供を行う場合	
第25条（モニタリング等） R5 金商法改正によりソーシャルレンディングが本規則の対象となったことを契機として、R6 本規則改正により、本協会「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」（以下「事業型ファンド規則」という。）に定めるモニタリング義務（同規則第7条・第8条）と同等の義務を定めたものである。 第1項は、電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員に対して、発行者から事業等の状況に係る情報提供（本規則第24条第1項の情報提供）を受けたとき、遅滞なく、発行者の事業等の状況並びに発行者による応募代金・運用財産の分別管理の状況について確認を行うことを規定している。 第2項は、発行者から提供を受けたファンド等の貸借対照表及び損益計算書が外部監査を受け、監査報告書の提出を受けたことを正会員が確認したときは、モニタリング義務を免除している。 第3項は、①発行者が事業等の状況に係る情報提供をしないとき、②第1項に基づく確認の結果、事業等の状況等に不正又はその疑いが認められたとき、③正会員及び電子募集会員が事業等の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに発行者に調査の実施や改善を求め、必要に応じて、顧客に通知することを規定している。	事業型ファンド規則第7条第1項に対応。 事業型ファンド規則第7条第2項に対応。 事業型ファンド規則第7条第3項に対応。

項 目	備 考
第4項は、電子申込型電子募集業務等を行う正会員は、事業等の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに調査や改善を行い、必要に応じて、顧客に通知することを規定している。 第5項は、本条に基づくモニタリング義務等の適用を受けない場合を定めており、具体的には細則第6条で規定している。細則第6条では、①事業型ファンド以外のみなし有価証券（信託受益権などファンド以外の有価証券及び有価証券・デリバティブ取引に投資するファンド）、②商品ファンド、③不動産特定共同事業法の対象となるファンド、④外国籍ファンドで②・③に類似するもの、⑤細則・別紙1に掲げる者のみを顧客とするファンド（当該顧客以外への譲渡が禁止されたものに限定）を定めている。 その結果、②～⑤を除く事業型ファンドが、本条に基づくモニタリング義務等の対象となる。モニタリングの範囲は、事業型ファンド規則と同様である。	事業型ファンド規則第8条第1項に対応。 ・「事業型ファンド」は、主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資（金商法施行令第2条の9第1項第1号及び第2号に規定する出資を除く。）以外を出資対象事業とするファンドをいう。
第10章 株主一元化クラウドファンディング業務	
第25条の2（ホームページにおける情報提供） 第1項は、株主一元化クラウドファンディング業務に関して、電子申込型電子募集業務や電子申込型電子募集取扱業務と同様、顧客の投資判断に重要な影響を与える事項については、ホームページにおいて表示することを義務付けている。 表示すべき事項としては、金商法43条の5・金商業等府令第146条の2第3項に定める事項、本規則第5条第2項各号に掲げる事項に加えて、以下の事項を定めている。 ① 株主一元化クラウドファンディング業務において取り扱う株主一元化ファンドの取得にあたっては、金銭的利益の追求よりむしろ、投資先法人及びその行う事業に対する共感又は支援が主な旨とされるべきこと（第1号） 株式投資型クラウドファンディング業務に関する日本証券業協会「株式投資型クラウド	第10章は、R6市場制度WG報告書において、「株式投資型CFと同等の経済的性質を持つ株主一元化スキームについては、株式投資型CFに係る規制との平仄を合わせる必要があると考えられる。」（11頁）との記載が盛り込まれたことを踏まえた対応。

項 目	備 考
ファンディング業務に関する規則」(以下「日証協・株式投資型CF規則」という。)におけるウェブサイトにおける情報提供と同様の表示を求めるものである。 ② 株主一元化クラウドファンディング業務において取り扱う株主一元化ファンド及びその発行者、その投資対象に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。(第2号) ③ 株主一元化ファンドは、実質的には、株式投資型クラウドファンディングに代わるものであること及びファンドの投資対象である非上場株式等に係る投資判断を顧客自らが行う必要がある旨(第3号) ④ 投資先法人に対する株主としての権利行使に係る出資者の意向の反映方針(第4号) なお、施行令第15条の4の3第1項に定める有価証券は、金商法43条の5の適用を受けないことを踏まえて、本項においても、同項に定める有価証券について株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合には、ホームページにおける金商法43条の5・金商業等府令第146条の2第3項に定める事項の表示は不要としている。 第2項は、第5条第2項と同様の措置を求めるものである。 第3項は、第5条第2項各号の必要な読み替えを行うものである。なお、同項第8号は、本項による読み替えが行われない結果、株主一元化クラウドファンディング業務において適用される場面が生じない。当該業務を行う正会員は、同号の代わりに、第1項第2号の表示を行うことになる。	「その投資対象」とは、株主一元化ファンドから出資を受ける資金調達企業を指す。
第25条の3(契約締結前の情報提供) 第1項は、正会員は、金商法第37条の3第1項に定める情報の提供を行うにあたり、本規則第5条第2項各号に掲げる事項の中で該当する部分及び前条第1項各号に掲げる事項についても記載することを求めている。	

項 目	備 考
また、前条第2項に掲げる事項については、金商業等府令第79条第2項に規定する措置と同様の措置（枠を設定し、その中に日本工業規格 Z8305 に規定する 12 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載すること。）を講じなければならないとされている。 第3項では、自己募集又は私募による株主一元化クラウドファンディング業務において、金商法第37条の3第1項に定める情報の提供を行うにあたり、金商業等府令第83条第1項第3号から第6号に掲げる事項も記載することを求めている。株主一元化クラウドファンディング業務を自己募集又は私募で行う場合、法令上の電子申込型電子募集業務に該当しないことから、本項において記載を求めたものである。	
第25条の4（確認書の徴求等） ここでは、株主一元化クラウドファンディング業務による株主一元化ファンドの取得を初めて行う顧客から、あらかじめ、契約締結前交付書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、前条第1項に掲げる事項を含む書面の作成・交付、同ファンドの取得に関する確認書の徴求を規定している。 株式投資型クラウドファンディング業務に関する日証協・株式投資型 CF 規則における対応と同様の対応を求めるものである。	
第25条の5（勧誘手法併用の禁止） ここでは、正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合には、金商業等府令第6条の3各号に規定する方法以外の方法により、当該業務に係る投資勧誘を行ってはならないことを規定している。 株式投資型クラウドファンディング業務に関する日証協・株式投資型 CF 規則における対応と同様の対応を求めるものである。	

項 目	備 考
第 25 条の 6（株主一元化クラウドファンディング業務における募集金額等の上限） ここでは、正会員が行う株主一元化クラウドファンディング業務については、株主一元化ファンドの発行総額と 1 顧客当たりの個別払込額の上限額が、それぞれ定める要件（具体的には、金商法施行令第 15 条の 10 の 3 第 1 号及び第 2 号に定める額）を超えることを禁止している。 株式投資型クラウドファンディング業務は、第一種少額電子募集取扱業務として法令により発行価額の総額及び 1 顧客あたりの個別払込額の上限が定められているところ、本条では、株主一元化クラウドファンディング業務に同様の上限を課すものである。 株主一元化ファンドの発行総額と 1 顧客当たりの個別払込額の算定にあたっては、細則（第 6 条の 2）に規定する計算方法により行う必要がある。	
第 25 条の 7（準用） 株主一元化クラウドファンディング業務について、本規則において電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に適用する各種ルールと同様のルールを課すため、本条では、これらの業務に係る規則を準用する規定を定めている。	審査及び事業等の状況に係る情報提供について、株主一元化ファンドに関する Q & A ・ Q 4、5 参照。

項 目		備 考
(株主一元化クラウドファンディング業務における電子申込型電子募集取扱業務及び電子申込型電子募集業務の規定の準用)		
行為形態	準用条文	
募集又は私募の 取扱い	第3条（適切な情報提供）、第4条（申込期間中の閲覧）、第9条（中途での解約の禁止又は制限についての表示）、第11条（正会員及び電子募集会員の役職員等による購入条件及びその開示）、第12条（特定のみなし有価証券を推奨するためのホームページ等での手数料等の表示）、第13条（審査の独立性の確保）、第14条（審査に係る社内規則及び社内マニュアルの整備）、第15条（社内規則等の充実）、第16条（社内記録の作成、保存）、第17条（社内規則等の遵守の確認）、第18条（適切な審査）、第19条（審査項目）、第20条（発行者との間の契約の締結）、第21条（特定有価証券等管理行為を行う場合の応募代金の管理等）、第22条第1項及び第3項（特定有価証券等管理行為を行わない場合の応募代金の取扱い）、第23条（有価証券の取得の申込みの撤回及び契約の解除）、第24条（みなし有価証券に係る事業等の状況に係る情報提供）	
自己募集又は私 募	第3条（適切な情報提供）、第4条（申込期間中の閲覧）、第9条（中途での解約の禁止又は制限についての表示）、第11条（正会員及び電子募集会員の役職員等による購入条件及びその開示）、第12条（特定のみなし有価証券を推奨するためのホームページ等での手数料等の表示）、第13条（審査の独立性の確保）、第14条（審査に係る社内規則及び社内マニュアルの整備）、第15条（社内規則等の充実）、第16条（社内記録の作成、保存）、第17条（社内規則等の遵守の確認）、第18条（適切な審査）、第19条（審査項目）、第22条第2項及び第3項（特定有価証券等管理行為を行わない場合の応募代金の取扱い）、第23条（有価証券の取得の申込みの撤回及び契約の解除）、第24条（第2項を除く。）（みなし有価証券に係る事業等の状況に係る情報提供）	
第25条の8（株主一元化ファンドに投資するファンドに係る特則） 本条により、株主一元化ファンドのみに投資するファンドや同ファンドのみに投資するファンドは、株主一元化ファンドの規制が適用される。多層構造であるが実質的には株主一元化ファンドと同等の性格を有するファンドについて、株主一元化ファンドの規制を課すための定めである。		

項 目	備 考
第 11 章 報告	
第 26 条（本協会への報告等） ここでは、正会員及び電子募集会員が、電子申込型電子募集業務等、電子申込型電子募集取扱業務等又は株主一元化クラウドファンディング業務を行った場合の本協会への報告について規定している。詳細については、細則第 7 条に規定しており、所定の様式により、半期ごとの報告とする。 なお、本規則第 11 条に規定する委託販売分についても、委託元となる正会員が報告を行う。 R5 金商法改正において新設された貸付事業等権利に関しては、本協会が実施している貸付型ファンドの取扱状況に係る報告・統計情報の公表の対象とすることとし、それに伴い報告の重複を避けるため、第 1 項ただし書きにより本条の報告の対象からは除外した。 なお、電子申込型電子募集業務等に関しては、R5 金商法改正において、当該業務等の対象に貸付事業等権利のみが指定されている。そのため、現時点では、本条の対象となるものはないことになる。	・ R6 本規則改正により、報告時期を四半期から半期に変更。
第 12 章 システム整備	
第 27 条（ホームページ等のシステム管理） ここでは、正会員及び電子募集会員が、電子申込型電子募集業務等、電子申込型電子募集取扱業務等又は株主一元化クラウドファンディング業務の円滑かつ適正な運営を図るため、ホームページ等において用いるシステムの十分な管理を行わなければならない旨を規定している。 例えば、以下のような視点で、管理を行う必要がある。 〔システムリスク管理態勢〕 ・ 監督指針Ⅲ-2-8 に定めるシステムリスク管理態勢の確保に十分に留意する必要がある。	

項 目	備 考
〔セキュリティーの確保〕 ・ セキュリティーの確保については、顧客から注文を受ける際だけでなく、約定通知等を顧客に対しホームページ又は電子メールにより連絡する場合についても、十分に留意する必要がある。 ・ セキュリティーの確保については、今後の技術革新が予想されることから、定期的に見直しを行う必要がある。 ・ セキュリティー確保の方策としては、例えば以下のような対応が考えられる。 イ) 交信情報の暗号化 ロ) ネットワーク不正侵入（ハッカー）に対する防止策 ハ) コンピューターウイルスに対する防止策 〔取引の注文方法〕 ・ 顧客が入力した暗証番号については、画面上は当該番号でなく＊（アスタリスク）等により表示されることが必要である。 ・ 口座番号及び暗証番号等の入力画面については、顧客が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。 〔注文時の誤入力の防止〕 ・ 入力した注文内容を顧客が再度確認する画面を作成する必要がある。この場合、確認画面は、顧客が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。 〔システム障害時への対応〕 ・ インターネット取引に係る安全性の確保及びシステム障害等の対応のため、適切な人員配	

項 目	備 考
置を行うなど社内の内部管理体制を整備する必要がある。 - システム障害等の発生に備え、十分なバックアップ体制を敷くとともに、システム障害等に係るコンテンジェンシー・プランを作成する必要がある。 - システム障害の発生を想定した訓練を定期的に行うことが望ましい。 〔システム障害の記録・報告〕 - システム障害が発生した場合には、その状況について記録し、適宜、再発防止策を講じる必要がある。 - 自己募集その他の取引等に係る業務に関しシステム障害等の発生を認識したときは、当局に報告する必要があるほか、定款の施行に関する規則第5条第31号に基づき本協会に報告する必要がある。 〔掲示板を運営する場合の留意点〕 - 自社のホームページにおいて掲示板を運営する場合には、不法又は不適切な書込みがおこなわれないための措置を講ずる必要がある。 〔誤認防止のための措置〕 - 他の会社のホームページにリンクを張る場合、発行者を含む他の会社のホームページからのリンクを認める場合等には、顧客が、自社のホームページと他社のホームページを誤認することを防止するための適切な措置を講ずる必要がある。	
付 則	
このガイドラインは、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条本文に規定する日から施行する。	

項 目	備 考
また、このガイドラインは、施行日以後に正会員及び電子募集会員が新たに行う電子申込型電子募集取扱業務等による金商法第2条第8項第9号に掲げる行為について適用することとする。このため、正会員にあっては、金商法第31条第4項に規定する電子募集取扱業務に係る変更登録の申請を行い、当該変更登録を受けた後の行為についてから、適用されることとなる。 電子申込型電子募集業務等及び貸付型ファンドに関しては、R6 本規則改正（施行日：令和6年11月1日）から本規則の対象となる。なお、R6 本規則改正では、付則において、経過措置を置いている。 株主一元化クラウドファンディング業務に関しては、令和7年3月19日から本規則の対象となる。	
	（その他）免責事項について - 顧客との紛争防止の観点から、免責事項を明確にする必要があり、免責事項については、消費者契約法等を踏まえ、顧客の利益を一方的に害することのないよう留意する必要がある。 - また、取引を開始する前に、免責事項を顧客に知らしめる必要がある。 （参考）免責事項（事例） イ）通信機器又は通信回線の障害による損害

項 目	備 考
	ロ) 暗証番号等の一致を確認して行った取引による損害 ハ) 暗証番号等の誤使用等により取引を制限・中断したことによる損害 ニ) 顧客が契約事項に反した取引による損害 ホ) 通信回線の傍受等による損害

以 上

訂正 平成 30 年 5 月 17 日

改正 令和 2 年 8 月 6 日

改正 令和 3 年 1 月 1 日

改正 令和 6 年 11 月 1 日

改正 令和 7 年 3 月 19 日

改正 令和 7 年 5 月 1 日